

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 7 年 5 月 20 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8612 札幌市中央区南 3 条西 1 1 丁目

札幌市中央区市民部総務企画課選挙係 電話 011-205-3206 (FAX 011-261-2991)

メールアドレス ch_senkyo@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

中央区第 27 回参議院議員通常選挙ポスター掲示場製作設置及び撤去業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から選挙期日の 12 日後まで

(4) 履行場所

札幌市中央区内

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 ～令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、取扱業種が大分類「製造業」、中分類「その他製造業」に登録されている者であること。
- (3) 札幌市内に本店又は支店等を有すること。
- (4) この入札の告示日を起点とした過去 7 年以内において、本市またはその他官公庁が発注する選挙管理委員会のポスター掲示場に係る製作設置及び撤去業務（※）を請け負った実績があること。
※ ポスター掲示場に係る製作設置及び撤去業務について
枠組みの製作を含め、ポスター掲示場の設置及び撤去を行う業務のことをいう。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

4 入札書の提出方法等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記1に同じ。

- (2) 入札説明書の交付方法

上記1の場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.sapporo.jp/chuo/keiyaku/ippankyousou/r4/20230206.html>

- (3) 入札書の提出期限及び場所

ア 提出期限

令和7年6月2日（月）10時00分（送付の場合は必着のこと。）

イ 提出場所

上記1に同じ。

- (4) 開札の日時及び場所

令和7年6月2日（月）13時00分 札幌市中央区複合庁舎6階 6-C会議室

5 入札手続等

- (1) 入札保証金

免除する。

- (2) 契約保証金

要する。契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

- (3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

- (4) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (5) 契約書作成の要否

要する。

- (6) その他

詳細は入札説明書による。